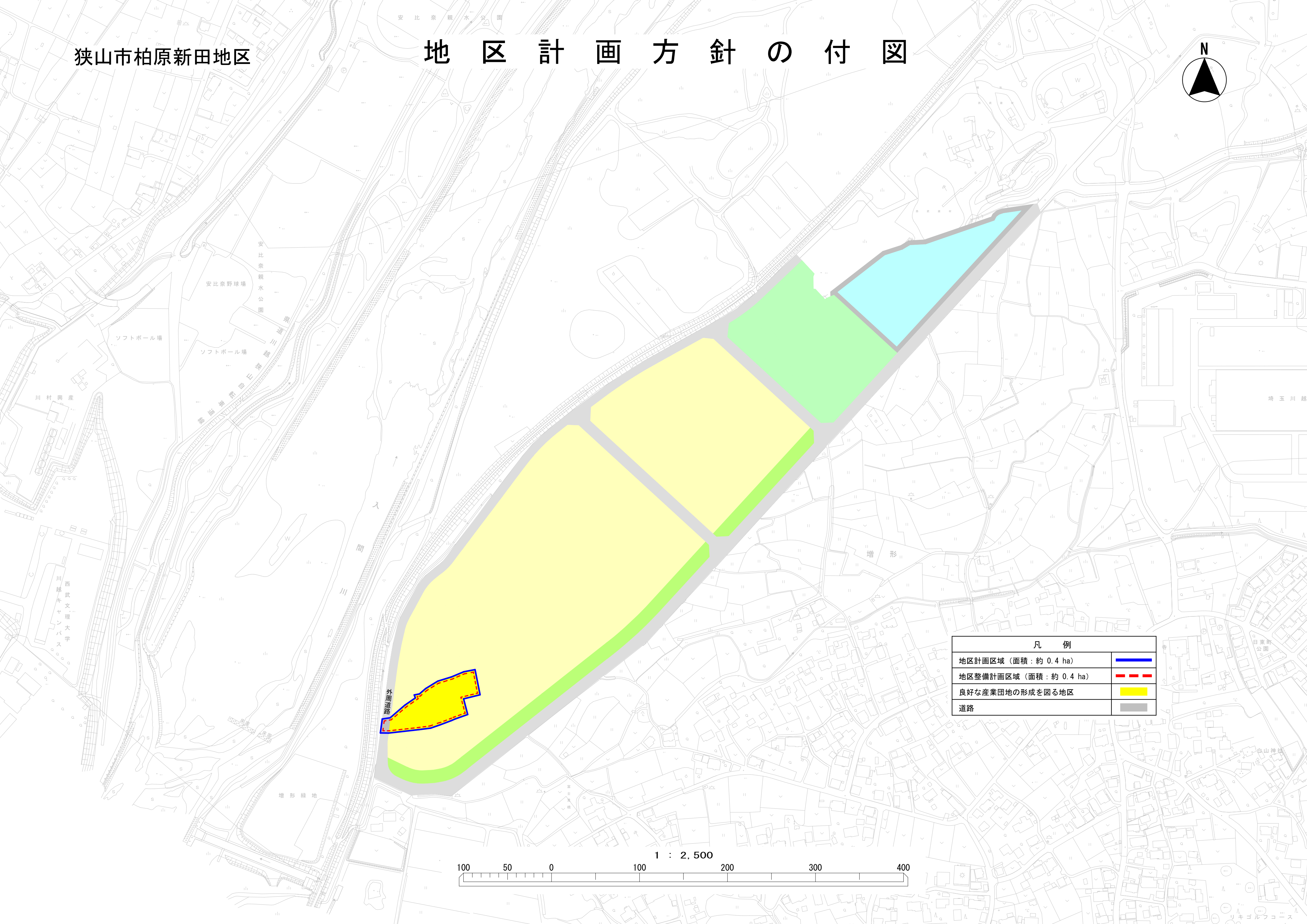
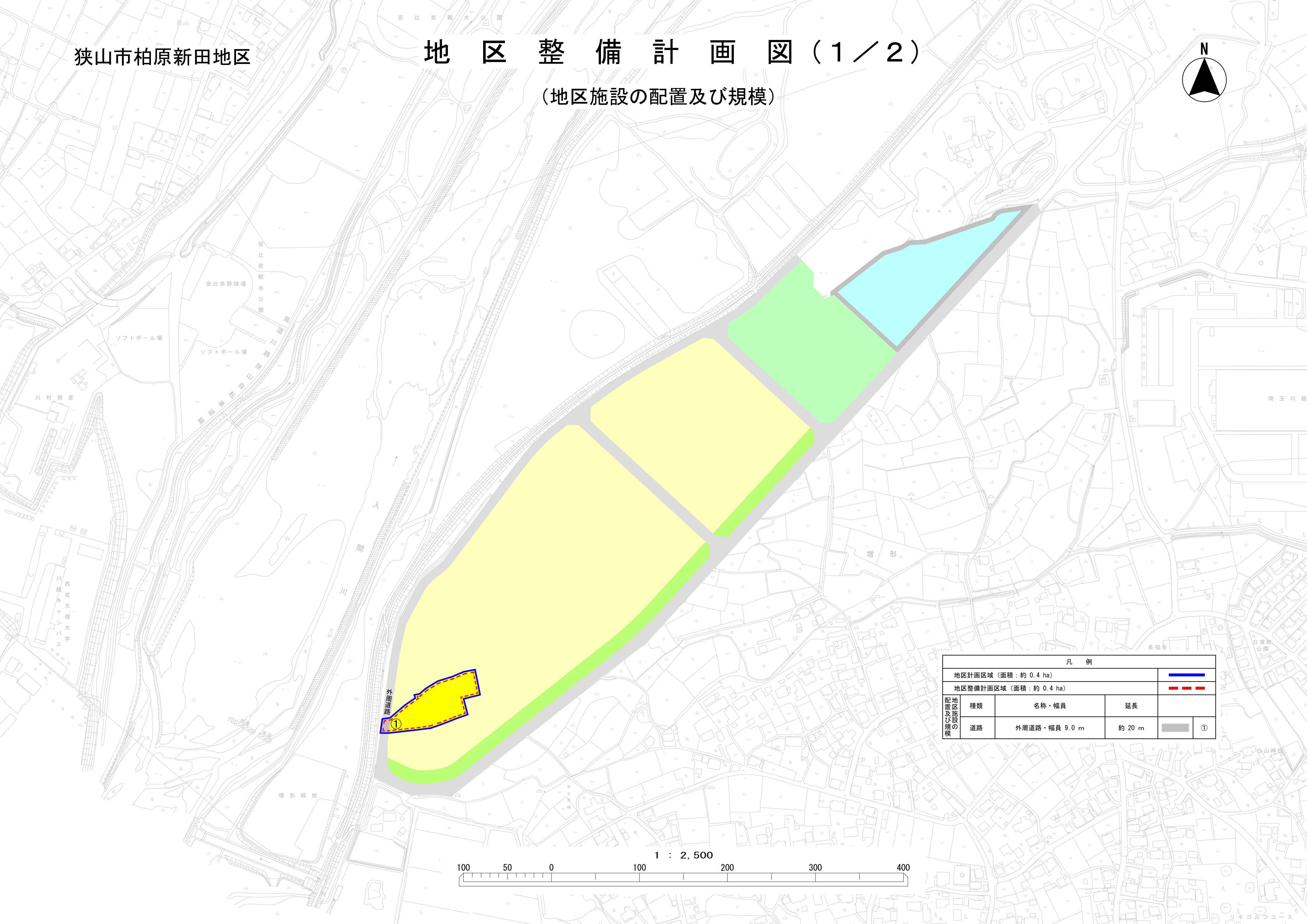
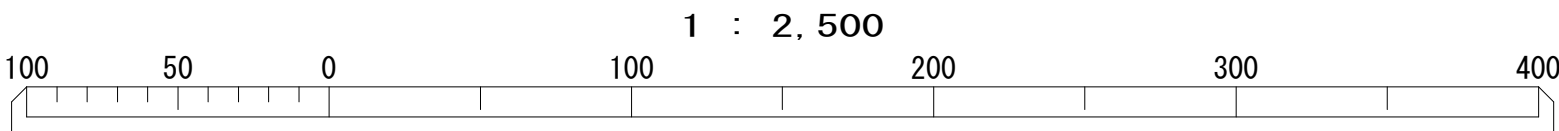


地区計画方針の付図

[illegible]

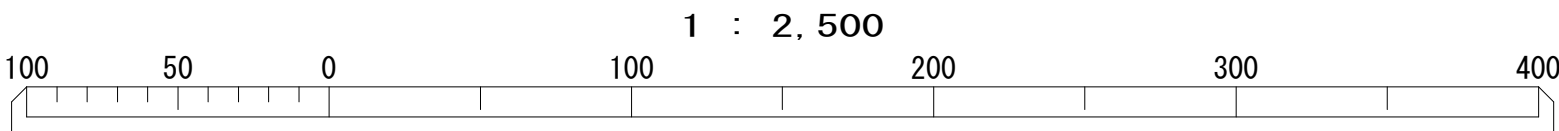
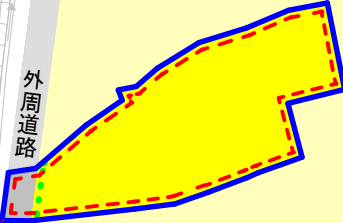


凡 例				
地区計画区域（面積：約 0.4 ha）				
地区整備計画区域（面積：約 0.4 ha）				
地区 施設 配置 及び 規模	種類	名称・幅員	延長	
	道路	外周道路・幅員 9.0 m	約 20 m	①





凡 例 ①				
地区計画区域（面積：約 0.4 ha）				
地区整備計画区域（面積：約 0.4 ha）				
建築物等に関する事項	建築物等の用途の 最高限度	次の各号のいずれかに該当する建築物は建築してはならない。 1 建築基準法別表第二（わ）項（工業専用地域内に建築してはならない建築物）に掲げるもの。ただし、物品販売業を営む店舗又は飲食店の用途に供するもののうち、その用途に供する部分の床面積の合計が150㎡以下のものを除く。 2 カラオケボックスその他これに類するもの 3 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 4 公衆浴場 5 診療所 6 保育所その他これに類するもの（当該地区内の事業所のための保育施設は除く。） 7 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの 8 自動車教習所 9 宿舍 10 火葬・墓地管理業、冠婚葬祭業の用に供する建築物 11 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に規定する一般廃棄物、産業廃棄物の処理業の用に供する建築物		全域
	建築物の建蔽率の 最高限度	60 % ただし、増形地区地区計画の区域と一体となった敷地の場合は、その区域を含んだ敷地面積に対して適用する。		全域
	建築物の敷地面積の 最低限度	増形地区地区計画の区域を含め10,000㎡以上とする。 ただし、当該地区内の事業所のための保育施設として使用する場合は、この限りではない。		全域
	壁面の位置の制限	道路境界線までの距離	隣地境界線までの水平距離は3.0mとする。	
		隣地境界線までの距離	隣地境界線までの水平距離は2.0mとする。	全域
	壁面後退区域における 工作物の設置の制限	壁面後退区域には、工作物（地下工作物を除く。）を設置してはならない。ただし、門柱、門扉又は安全上、保安上やむを得ないものを除く。		全域
	建築物等の高さの 最高限度	31m ただし、増形地区地区計画の区域と一体となった敷地で面積が、30,000㎡以上かつ建築物の外壁等の面から道路境界線までの水平距離が15m以上のものは、高以上のものは、高さの最高限度を40mとする。		全域



凡 例 ②						
建築物等に関する事項	建築物又は工作物の外観は、周辺の眺望・景観と調和するよう刺激的な色彩や装飾（光又は明かりを用い、点滅する装置を含む。）を避け、次に掲げるマンセル表色系に該当する色彩が形成する面積の合計（着色していない石、土、木、レンガ及びコンクリート等の素材で仕上げる外観の部分を除く。）が、外観のうち各立面の面積の10分の1を越えない範囲とする。 戸外から望見される高梁水塔などの工作物は、周辺の眺望・景観と調和するよう位置、大きさ、配置方法、色彩、装飾等に配慮したものとす。 表示又は掲出することができる屋外広告物（川越市屋外広告物条例第7条第1項に規定するものを除く。）は、自己の用に供し、周辺の眺望・景観と調和するよう位置、大きさ、配置方法、色彩等に配慮し、電飾など装飾は避けたいものとする。				全域	
		建築物等の形態又は色彩その他意匠の制限	色相	明度		彩度
		7.5Rから7.5Y (7.5Yは含まない)	9以上	—		
		7.5RPから7.5R (7.5Rは含まない) 7.5Yから7.5GY (7.5GYは含まない)	9未満	6を越える		
		7.5RPから7.5R (7.5Rは含まない) 7.5Yから7.5GY (7.5GYは含まない)	9以上	—		
		7.5GYから7.5RP (7.5RPは含まない)	9未満	4を越える		
		7.5GYから7.5RP (7.5RPは含まない)	9以上	—		
	N	9未満	2を越える			
	建築物の緑化率の最低限度	20 %			全域	
		ただし、増形地区地区計画の区域と一体となった敷地の場合は、その区域を含んだ敷地面積に対して適用する。 また、工場立地法（昭和34年法律第24号）第6条第1項の「特定工場」の敷地に該当する場合は、工場立地法に関する準則を適用する。 なお、増形地区地区計画の区域と一体となった敷地が特定工場の敷地に該当する場合は、敷地面積に占める割合が大きい区域に係る準則を適用する。				
垣又は柵の構造の制限	道路及び隣地境界に面する側に垣又は柵を設置する場合は、生け垣又は周辺環境に配慮したフェンス等とし、宅地地盤面からの高さが2.5m以下、基礎等の高さは0.6m以下とする。ただし、門柱、門扉又は安全上、保安上やむを得ないものについてはその制限は及ばないものとする。			全域		